

# 三重県議会議員小林正人 県政リポート

vol.  
**40**

facebook

皆様からの「いいね!」を  
お待ちしております<https://www.facebook.com/masato.kobayashi.9421>

ご挨拶

暮秋の候、皆様に於かれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。おかげをもちまして、県議会議員として四期二年目も、議会内外において元気に仕事をさせていただいております。さて、この県政リポートも今号で40回という節目を迎えました。その都度、皆様からご意見、ご指導を賜り、私なりに県政のいろいろな機会で反映させてこられたこと、大変感謝いたしております。今号は9月におこなわせていただいた一般質問の内容を中心に掲載させていただきました。引き続き、県政・県議会に対し皆様のお考え等いただければ幸いに存じます。今後も、これまで以上にいろいろな課題解決に向けて取り組んで参りますので、どうか宜しくお願ひいたします。

Q

A

## 9月一般質問を行いました。

(質問・答弁・内容一部抜粋)



三重県議会中継検索

知事、執行部答弁内容につきましては

三重県議会9月30日の中継録画から

アクセスできますので宜しくお願ひいたします。



## コロナショックによる企業等における採用減について

**Question** 新型コロナウイルス感染拡大によって、国内外の経済活動が制限され、景気の先行きに不透明感が漂う中で、日本の企業も採用抑制の動きを見せ始めています。このことは先般、厚生労働省が発表した2020年度の新卒内定取り消し状況を見ても一目瞭然でありますし、また県内でもいろいろなところで、一度内定をもらったのに採用されなかつた事例が多く起っている状況であります。あるメディア関係のアンケート調査によりますと、主要111社を対象に2021年度の採用数を2020年度実績・見込みよりも減らすと回答した企業は全体の26%にあたる29社で、昨春時点の調査の16%から10%拡大しており、逆に増やすと答えた企業は9%、10社でこちらは昨春調査の21%から半減、残りは未定ですが、経営環境が厳しくなれば、当然採



**A.今後の対応** 就職や雇用の継続は、県民の生活に直結するものであり、最優先で取り組む課題であると考えています。今後は、コロナ後の新しい生活様式に対応するため、就職支援についてはオンライン等を効果的に活用し、引き続き学生と企業との交流機会の確保に努めてまいります。雇用継続支援については、従業員の雇用維持に必死になって取り組んでいただいている県内企業に必要な支援や情報が的確に届くよう、三重労働局等の関係機関と連携し、取り組んでまいります。



が16.1%、2011年が15.9%となり、この時期も売り手市場の採用から一気に低迷しました。このように共通する点として問題が起った年度は勿論、以降の数年、経済が回復するまでの間の採用ということがかなり厳しくなります、まさに今回のコロナショックでも想像ができます。そこでお聞きいたしますが、まず今年度2020年度採用者において今回のコロナショックの影響でなんらかの被害が出た、あるいは想定される方々に対しての支援策などどのように対応された、されるのか?また次年度以降さらに厳しくなると予測される主に新卒の方の採用等、どのようにフォローされ、どのように取り組まれるのか?学生側、企業側双方に支援、策が必要だと思いますが、お考えをお聞きいたします。

## 保健所機能の強化、保健師等の人員体制の拡充について

**Question** 1994年保健所法が地域保健法に改正をされ、以降市町への保険サービスの権限移譲と共に、保健所数は減少、保健師の数も削減されてきました。このことは時代の流れから行革というある意味自然な流れであったのかだと思います。しかしながら、今回のコロナ対策における業務、例えば保健所保健師はコロナ対策の窓口として、あるいは帰国者・接触者相談センターでの相談業務や追跡調査等、それに加えてこれまでの通常業務であ



**A.今後について** 保健所を取り巻く環境は、感染の拡大状況のみならず、指定感染症の取り扱いの変更やワクチンの接種など、さまざまな場面で目まぐるしく変化していくことが想定されます。こうした中で、保健師をはじめとする医療職の職員が専門性を発揮できる環境を整備していくため、これまで取り組んできた業務の切り出しや民間事業者の協力を得た業務のさらなる効率化に引き続き取り組んでいきたいと考えています。併せて、保健師資格を有する会計年度任用職員のさらなる確保に取り組むとともに、一部の市町からは県への保健師派遣について提案をいただいていることから、そうした受け入れも進めていきたいと考えています。こうした業務分担の見直しや人員の確保策を進め、今後も保健所がさまざまな行政需要に機動的に応えていくよう、保健所機能の強化を図っていきたいと考えています。



題に迅速に対応できる体制ではない、この状態は県内全ての保健所でいえることだと思います。今後コロナの第三波、第四波がくることは大いに想定される、また県民の健康危機管理に対応するために、今だからこそ保健所の機能強化・保健師の人員の確保が必要であると考えますが、県当局のお考えをお聞かせください。

## 人生100年時代を生きるために

### 質問① 定年退職後の就労について

**Question** 一般的には60歳定年もしくは65歳で現役を退かれる方がほとんどの現状、いわゆる65歳を超えると高齢者という線引きをされるのがこれまでの時代がありました。しかしながら、今は70歳を超えてそのままの就労意欲は旺盛、能力、体力的にもまだまだという方が増え続けております。ちなみに県の成長戦略実行計画2019によれば、70歳以降も働くことを希望している人の割合ですが、60歳代で約8割に上ることであります。



**A.今後の対応①** 各モデル地域の自治体とともに連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた雇用促進を図るとともに、取組の成果を他の地域にも広げていくことにより、県内各地域において高齢者雇用の促進に繋げていきます。新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の雇用情勢が変化しつつある状況において、企業および高齢者のニーズを的確に把握し、高齢者が自らの希望に応じて意欲・能力を生かし、人生100年時代の到来に向けて生き生きと活躍できるよう、就労支援に繋げていきたいと考えています。



その他の質問 :

質問② 定年退職後の健康づくりについて

質問③ 認知症対策について

## 理学療法士のさらなる活用について

**Question** 理学療法とは、病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対して、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法であり、それらをおこなう理学療法士の需要も近年非常に高くなってきております。また高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施という方針が厚労省より示された昨今、理学療法士が医療専門職として新たに明記されたことも、この事業に対する理学療法士の積極的な関与が期待されていることの表れでもあると思います。このような中、今回は主に理学療法士会が運営する三重県リハビリテーション情報センターの整備についてお聞きしたいと思います。この情報センターは、平成26年度の介



**A.事業の実施に係る費用に対して、負担割合に応じた補助金を交付しており、すでに4分の3という高い補助率で補助を実施していることから、これらの事業については、今後もこの補助金を有効に活用していただければと考えています。今後も、三重県リハビリテーション情報センターが実施する事業について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、必要な支援を行ってまいります。**

です。このようなことから、子供から高齢者まで、予防から障がい児まで県民を包括的に支援するためには、この三重県リハビリテーション情報センターの安定した運営が必要だと思いますし、そのためには確実な運営事業費を確保することが重要であると思います。しかしながら、現状は地域医療介護総合確保基金を活用しながら、事業費全体の4分の1を三重県理学療法士会が負担をし、運営をしているという状況、加えて県の負担割合も2017年には180万程度あったものが2019年には約70万円と年々減額され、大変厳しい状況であると聞いております。今後、センターの安定した運営が継続されるためには県からの財政支援強化ということが必要だと考えますが、ご見をお聞きいたします。



Q

# 9月一般質問を行いました。（質問・答弁・内容一部抜粋）

## 介護現場におけるロボット・AIの活用について

**Question** 我が国においては急速な勢いで高齢化が進展する中、医療・介護費の増加や介護現場での人手不足は大きな問題となっております。各都道府県が推計した報告書によれば、全国で2020年には介護必要人材数は約216万人、2025年には約245万人となり、これに対し介護従事者数は現状値で約190万人、需要数として比較いたしますと将来約26万人から約55万人不足するということになります。このような現状をみて、国は今後年間6万人程度の介護人材を確保していく方針を打ち出し、現在進行形ですがなかなか難しい状況であることは明白であります。こういった介護人材確保の為の対策として、前回は代表質問の中で介護分野への外国人の登用、技能実習制度やEPAについてお聞きいたしました。当然これらの取り組みも重要ですが、今回は人材不足を補う、また新しい介護の在り方として、今非常に注目を浴びている介護ロボット・AIの導

入についてお聞きしたいと思います。この介護ロボット・AIについてですが、今から8年前、経済産業省と厚生労働省が機器の開発と普及に向けて取り組みを始めました。介護ロボットの機器開発においては、平成29年まで、移乗介助・移動支援・排泄支援・入浴支援・見守りコミュニケーション支援に係るものを、平成30年からはこれらにAIを搭載させた開発を進めております。ではどのような介護場面で、どのような機器が使われるのかということですが、例えば介護サービスを受けるまでの場面ですと介護認定を受けたのちのケアプランの作成時にAIが活用されます。そしてサービスを受ける場面では居宅型では生活援助のための部屋の清掃・整頓に使われるAIを搭載したおかたづけロボット等が実用化されております。また身体介護のための移動介助ロボット等もあります。通所型では、AIを搭載した送迎支援システムや業務支援システムが有効で介護職



員の負担がかなり軽減されるといわれております。このようにそれぞれの場面で非常に有効と思われる介護ロボット・AIですが、全国の介護施設導入状況はといいますと平成29年厚生労働省の介護労働実態調査によると、全体の約2.7%しか活用していないという残念な結果でありました。導入しない理由としては、最も多かった回答が機器の設定や準備に時間がかかる、機器の着脱が困難という問題、次いで機器に適応するまでに時間・訓練を要する、機器導入の費用負担が大きい等がありました。以上のようなことから介護人材不足の解消や負担軽減、また先にも話しましたが、AIを使うことで、より的確な判断、リスク管理、予防対策等も可能になると思われるこれら機器の導入について、県はどのように考えられておられるのか？また導入に積極的な施設に対しての支援策はあるのか、あるのであればどうのようなものか？

### A.介護ロボット等の導入支援への取組

県では、介護現場における業務負担の軽減を図るために、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成29年度から実施している「介護ロボット導入支援事業」において、介護施設等が行う機器等の導入経費に対する支援をおこなっており、昨年度までに、延べ57施設において、計195台おいて、介護記録や職員間での情報共有、介護報酬の請求事務等を一気通貫でおこなえる介護ソフトやタブレット端末等が導入され、負担軽減に活用が図られたところです。しかしながら、介護現場の負担軽減については引き続き取り組むべき課題であり、今後は、より効果が期待されるAI技術を取り入れた機器等の利用を促進することで、さらなる負担軽減が図られるよう取り組んでまいります。



答弁者

医療保健部長

## 要保護児童対策地域協議会について

**Question** 要保護児童対策地域協議会、以後、要対協と言わせていただきます。基本的には市町が主に取り組むことだとは思いますが、昨今の児童虐待、DV等の増加に伴い、そのことを未然に防止するためには要対協等の組織の能力等を充分高めておくことが大変重要だと感じたことから、今回取り上げさせていただきました。この要対協ですが、設置主体としては普通地方公共団体である市町村及び都道府県の他、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合等であり、構成員は児童福祉法第25条の第2項に規定する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事するもの、その他の関係者となっており、具体的には児童福祉関係ですと、市町村の児童福祉・母子保健・障がい福祉等の担当部局、児童相談所、福祉事務所、保育所、社会福祉協議会等で、保健医療関係でい

れば保健センター、子育て世代包括支援センター、地域の医師会・歯科医師会・看護協会等であり、またその他教育委員会や警察、裁判所に弁護士会、NPO法人や民間団体となっております。では、具体的にこの要対協を設置することによってどのような利点があるのかということですが、これだけの機関が連携、情報共有するわけですから、例えばいまでもなく、①支援児童等を早期に発見し迅速に支援を開始することができます。②として共有された情報に基づいてアセスメントを協働でおこない、共有することができます。また、情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間でそれぞれの役割分担について共通の理解を得ることができます。そのための機関が責任を持って支援をおこなう体制づくりができます。このような要対協ですが、今県内にも29市町あるうちの27市町に設置、そ

のうち熊野、三浜、紀北、紀南は共同設置という状況であると聞いております。それぞれの地域の要対協が着実に機能すれば、非常に大きな社会問題となっている虐待やDV更には特定妊婦への適切な支援が大きく向上すると考えます。そこで、お聞かせいたします。今回令和元年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について、本年4月に一部が施行されることに伴い、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の一部を改正し、同日より適用する旨の通知が厚労省から出されました。また、これまで児童福祉法が平成16年、19年、20年、28年と一部改正をされ、その都度要対協に関するところの支援策等変わってきておりますが、県はどのようにかかわってきたのか？

### A.子ども家庭総合支援拠点への支援について

平成28年の児童福祉法改正により、市町は全ての子どもとその家庭を対象として福祉に関し、必要な支援をおこなう「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めるものとされました。この拠点は協議会との連絡調整、要保護児童への支援業務など、児童虐待防止についての機能も併せ持つおり、令和4年度までに全市町での設置が求められていますが、県内では現在6市での設置にとどまっています。このため、県では拠点の早期設置に向けて立ち上げまでの進行管理などの専門的な助言をおこなうため、今年度から「子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業」を実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援しています。併せて、県児童相談センターに設置していた「市町支援プロジェクトチーム」に平成28年度から法的対応が必要なケースへの支援機能を統合して「児童相談強化支援室」へ発展させ、市町における児童相談体制の強化に向け取り組んでいます。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては個別の相談会や研修会などを実施し、支援拠点が整備されることで全ての子どもとその家庭等に對して福祉に関し必要な支援が行われる体制が、速やかに市町に整うよう取り組んでまいります。



答弁者

子ども福祉部長

## 四日市港管理組合議長

に就任させていただきました。

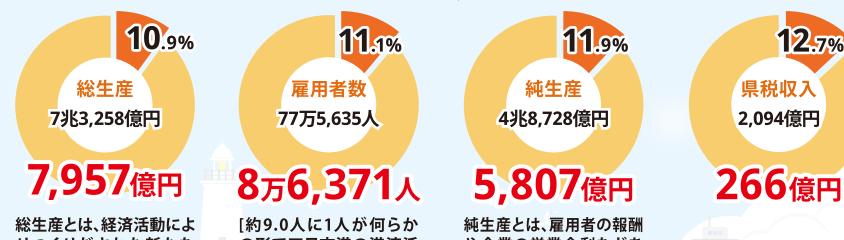
### 組合議会の役割

四日市港管理組合には、条例や予算を議決する機関として四日市港管理組合議会が置かれ、組合議会は、四日市港管理組合のいろいろな事業を進めていく上で、重要な事柄を議論し、決定しています。管理者をはじめとする執行機関は、組合議会の決定を受けて、いろいろな事業を実施することになります。



## 四日市港によって三重県にもたらされた経済効果

### 四日市港の経済活動は三重県経済の1割強に関わっています



三重とくわか国体・とくわか大会  
デモンストレーション競技として開かれる  
**SSピンポンの大会に参加!**



SSピンポンは、障がいの有無に関わらず、誰もが参加できる三重県発祥のスポーツで現在全国に向けて普及啓発中です。



議会から伊勢の中川県議、四日市の津田県議、鈴鹿の私、と三人が顧問に就任。